

香芝市告示第135号

香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年6月2日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく妊婦のための支援給付として支給する妊婦支援給付金（以下「妊婦支援給付金」という。）を支給することについて、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）並びに香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

(妊婦支援給付金の額)

第3条 妊婦支援給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 給付金（1回目） 5万円
- (2) 給付金（2回目） 胎児1人当たり5万円

(支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金の支給の対象となる妊婦は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により香芝市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者
 - イ 給付金（1回目） 次条第1項の規定による申請の日
 - ロ 給付金（2回目） 第6条第1項の規定による申請の日
- (2) 妊婦支援給付金の支給の原因となる妊娠と同一の妊娠を原因として、他の地方公共団体から同様の給付を受けていない者
- (3) 妊婦支援給付金の支給の原因となる妊娠と同一の妊娠を原因として、香芝市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金支給の一体的実施事業実施要綱を廃止する要綱（令和7年6月2日施行）による廃止前の香芝市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金支給の一体的実施事業実施要綱

の規定による出産・子育て応援給付金の支給を受けていない者

(妊婦給付認定及び給付金(1回目)の支給)

第5条 給付金(1回目)の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、医療機関等で胎児の心拍が確認された日から2年を経過する日までに、妊婦給付認定申請書兼給付金(1回目)支給申請書(第1号様式)を市長に提出し、妊婦給付認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて当該申請に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めたときは、妊婦給付認定通知書兼給付金(1回目)支払通知書(第2号様式)により、申請者に通知し、給付金(1回目)を申請者が指定する口座に振り込むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法により給付金(1回目)を支払うことが困難であると市長が認めるときは、法第10条の14第2項に規定する方法により給付金(1回目)を支払うものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査及び照会の結果、認定をしないときは、妊婦給付不認定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦給付認定取消通知書(第4号様式)により、妊婦給付認定者に通知するものとする。

(給付金(2回目)の支給)

第6条 給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、出産予定日の8週間前の日(同日前に出産、死産又は流産等した場合は、その日)から2年を経過する日までに、胎児の数の届出書兼給付金(2回目)支給申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて当該申請に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めたときは、給付金(2回目)支払通知書(第6号様式)により、申請者に通知し、給付金(2回目)を申請者が指定する口座に振り込むものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による給付金(2回目)の支払について準用する。

4 市長は、第2項の規定による審査及び照会の結果、給付金(2回目)を支給しないことを決定したときは、給付金(2回目)不支給決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

5 申請者が第1項の規定による申請の日において市の妊婦給付認定を受けて

いない場合は、当該申請の前に、妊婦給付認定申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、妊婦給付認定を受けなければならない。

6 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて当該申請に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めたときは、妊婦給付認定通知書（第 9 号様式）により、申請者に通知するものとする。

7 市長は、前項の規定による審査及び照会の結果、認定をしないときは、妊婦給付不認定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

妊婦給付認定申請書兼給付金（1 回目）支給申請書

年 月 日

香芝市長

妊婦給付認定等について、次のとおり申請します。

1 申請者の情報

現 住 所											
居 住 地	☐ 現住所と同じ										
フ リ ガ ナ 氏 名							電 話 番 号				
生 年 月 日	年 月 日						年 齢	歳			
個 人 番 号	☐ 妊娠届出書に記載のとおり										
職 業	☐ 妊娠届出書に記載のとおり										
胎 児 の 心 拍 が 確 認 さ れ た 日	年 月 日										
妊 娠 届 出 日	年 月 日										
妊 娠 月 数	月 (既に出産、死産又は流産等している場合は、それらが確認された日 年 月 日)										
妊 娠 届 出 日 時 点 の 住 所	☐ 現住所と同じ										
次の事項について、チェックを入れてください。 ☐ 給付金（1 回目）の支給（5 万円）を希望します。 ☐ 給付金（1 回目）の支給の原因となる妊娠と同一の妊娠を原因として、他の地方公共団体から同様の給付を受けていません。 ☐ 次の事項について同意します。 (1) 妊婦給付認定を受けた後に香芝市から転出した場合は、妊婦給付認定が取り消されること。 (2) この申請に係る事項について、香芝市が、関係公簿等を調査し、関係機関に照会すること。 (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、香芝市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、当該機関等で相互に確認及び共有すること。											

2 妊娠に関して診断を受けた医療機関等の情報

医療機関等の所在地	
医療機関等の名称	
診断した医師の氏名	

3 振込先

支 払 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号							
銀行	支店	普通・当座・その他()							
農協	店 番	フリガナ							
信金		口座名義人							

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

妊婦給付認定通知書兼給付金（1 回目）支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、認定しましたので、香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 給付金（1 回目）の額 金 円

2 支 払 予 定 日 年 月 日

給付金（1 回目）の申請後に香芝市外に転出した場合は、給付金（1 回目）の支給は香芝市から行われます。ただし、子ども・子育て支援法第 10 条の 10 の規定に基づき、転出日（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知を受けた日）をもって香芝市の妊婦支援給付認定を取り消しますので、給付金（2 回目）を受ける場合は、転入先の市町村で再度妊婦給付認定を受ける必要があります。

（教示）

1

上記の取消しの処分について不服があるときは、転出した日（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知を受けた日）の翌日から起算して 3 月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2

上記の取消しの処分については、上記 1 の審査請求のほか、転出した日（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

3

ただし、上記の期間が経過する前に、上記の取消しの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や上記の取消しの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第5条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



妊婦給付不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、次の理由により認定をしないので、通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



妊婦給付認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した妊婦給付認定については、次の理由により取り消しましたので、通知します。

1 取消日 年 月 日

2 理 由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第 6 条関係）

胎児の数の届出書兼給付金（2 回目）支給申請書

年 月 日

香芝市長

妊婦支援給付金について、次のとおり申請します。

1 申請者の情報

現 住 所			
フリガナ氏名		電話番号	
生 年 月 日	年 月 日	胎児の数	人
次の事項について、チェックを入れてください。 ☐ 給付金（2 回目）の支給（胎児 1 人当たり 5 万円）を希望します。 ☐ 給付金（2 回目）の支給の原因となる妊娠と同一の妊娠を原因として、他の地方公共団体から同様の給付を受けていません。 ☐ この申請に係る事項について、香芝市が、関係公簿等を調査し、関係機関に照会することに同意します。			

2 胎児の数の確認を受けた医療機関等の情報

医療機関等の所在地	
医療機関等の名称	
診断した医師の氏名	

3 振込先

☐ 給付金（1 回目）の振込先と同じ
給付金（1 回目）の振込先と異なる場合は、次に記入してください。

支 払 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号
銀行	支店 普通・当座・その他（ ）	
農協	店 番 フリガナ	
信金	口座名義人	

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

給付金（2 回目）支払通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市妊婦支援給付金について、香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 給付金（2 回目）の額 金 円

2 支 払 予 定 日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

香芝市長



給付金（2 回目）不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市妊婦支援給付金について、次の理由により不支給と決定しましたので、香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱第 6 条第 4 項の規定により、通知します。

不支給の理由

第 8 号様式（第 6 条関係）

妊婦給付認定申請書

年 月 日

香芝市長

妊婦給付認定について、次のとおり申請します。

1 申請者の情報

現 住 所											
居 住 地	☐ 現住所と同じ										
フ リ ガ ナ 氏 名						電 話 番 号					
生 年 月 日	年 月 日					年 齢	歳				
個 人 番 号	☐ 妊娠届出書に記載のとおり										
職 業	☐ 妊娠届出書に記載のとおり										
胎 児 の 心 拍 が 確 認 さ れ た 日	年 月 日										
妊 娠 届 出 日	年 月 日										
妊 娠 月 数	月 (既に出産、死産又は流産等している場合は、それらが確認された日 年 月 日)										
次の事項について、チェックを入れてください。 ☐ 既に（市・町・村）で給付金（1 回目）又は出産応援ギフトの支給を受けています。 ☐ 次の事項について同意します。 (1) 妊婦給付認定を受けた後に香芝市から転出した場合は、妊婦給付認定が取り消されること。 (2) この申請に係る事項について、香芝市が、関係公簿等を調査し、関係機関に照会すること。 (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合は、香芝市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況、妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、当該機関等で相互に確認及び共有すること。											

2 妊娠に関して診断を受けた医療機関等の情報

医療機関等の 所 在 地	
医療機関等の 名 称	
診 断 し た 医師の氏名	

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定については、認定しましたので、香芝市妊婦のための支援給付事業実施要綱第 6 条第 6 項の規定により、通知します。